

個人のお客様向け新規発行国債のご案内

個人向け国債

(変動金利・10年満期：第154回債)

発行概要

初回利率：年 **0.33%** (税引後年 **0.2629605%**)

半年ごとに利率を見直す「変動金利」です。

「変動金利」＝基準金利(原則として募集開始日の直前に行われた10年固定利付国債の入札結果より求められる利回り)に「0.66」を乗じた値を利率として、半年ごとに見直します。利率は0.01%刻みで表示され、年0.05%を下回ることはありません。

発行価格：額面100円につき100.00円

募集期間：2023年1月10日～2023年1月31日

発行日：2023年2月15日

利払日：毎年2月と8月の各15日(年2回)

償還日：2033年2月15日

お申込単位：額面1万円単位

ご購入対象のお客様：個人のお客様に限定されています。

個人向け国債のリスクについて

- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。

手数料など諸費用について

- 「個人向け国債」を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 「個人向け国債」を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
- 口座管理料は無料です。

大山日ノ丸証券

商号等：大山日ノ丸証券株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号

加入協会：日本証券業協会

《裏面もご覧ください》

譲渡の制限について

- 「個人向け国債」は発行から1年間、原則として中途換金は出来ません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。

本債券に関する税金について

- ★今後、税務当局により税制について新たな変更が行われた場合は、それに従うこととなります。
- 利子に対する税金…2013年1月より源泉徴収税率は復興特別所得税を付加した20.315%分の税金が差し引かれます。
身体障害者手帳の交付を受けられている方、寡婦年金等を受給されている方などは、所定の手続きで利子に税金がかからない非課税制度をご利用いただけます。手続きの方法や必要な書類については、当社窓口までお問合せください。

ご投資にあたっての注意点

- お取引にあたっては、「個人向け国債の契約締結前書面」をよくお読み下さい。

お申し込み・お問い合わせは

大山日ノ丸証券

商号等：大山日ノ丸証券株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号

加入協会：日本証券業協会

| | |
|------|--------------|
| 本店 | 0857-21-1111 |
| 倉吉支店 | 0858-47-1111 |
| 米子支店 | 0859-24-1111 |
| 豊岡支店 | 0796-22-1111 |
| 倉敷支店 | 086-425-1111 |